

県内事業者におけるCO₂排出量見える化促進に向けた連携協定

神奈川県（以下「甲」という。）及び〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、県内事業者におけるCO₂排出量見える化の促進に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携してCO₂排出量管理システムの普及を図ることにより、県内事業者のCO₂排出量の「見える化」を促進し、以って、県内全体の脱炭素化に寄与することを目的とする。併せて、同システムを活用して、事業活動温暖化対策計画書制度における計画書提出事業者の事務負担軽減を図る。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (2) CO₂排出量管理システム 事業者の電力使用量等の活動量を入力・データ連携すること、CO₂その他の温室効果ガス排出量の算定・可視化・削減管理をするクラウドサービス等をいう。
- (3) 県内事業者 神奈川県内に事業所を有し、事業活動を行う個人、法人及び団体等をいう。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、関係法令等に反しない範囲で、次に掲げる事項において相互に連携するものとする。

- (1) 県内事業者へのCO₂排出量管理システムの導入促進に関すること
- (2) CO₂排出量管理システムを通じて収集した県内事業者の温室効果ガス排出量等の情報の活用に関すること
- (3) CO₂排出量管理システムを活用した事業活動温暖化対策計画書制度における計画書提出事業者の事務負担軽減に関すること
- (4) その他、甲及び乙が協議し必要と認めること

（甲における第三者との連携協定締結について）

第4条 乙は、甲が第三者との間に別に「県内事業者におけるCO₂排出量見える化促進に向けた連携協定」を締結する場合があることを承知の上、本協定における連携を進めるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密情報について、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（情報の開示）

第6条 乙は、第3条第1号のCO₂排出量管理システムの導入促進の取組において、乙の提

供するCO₂排出量管理システムの利用希望者に対して、情報セキュリティ対策を含め、同システムに関する十分な説明や適切な情報の開示に努めるものとする。

（協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和10年3月31日までとする。

2 前項の協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙のいずれもが書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から起算して1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第8条 本協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙の一方の申出に基づき、甲及び乙の協議によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して何らの通知も要せず、この協定を解除することができる。

（1）相手方が反社会的勢力（暴力、威力、詐欺的手法等を駆使して経済的利益を追求する集団、個人等をいう。）と関係を有し、又は関係を有することとなったとき。

（2）相手方が脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき。

（3）相手方により信用を失墜させられ、又は相手方による業務を妨害する行為があったとき。

3 前項の規定により、本協定を解除した者は、本協定が解除されたことにより相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

（疑義等の処理）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が両者押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和7年4月16日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 ○○○○
○○会社

○○ ○ ○ ○ ○